おもいやり駐車場利用証制度 好産婦の有効期間の延長

県健康福祉部地域福祉課(☎059 -224-3349)、健康福祉部高齢障が い支援室(あいあい ☎84-3313)

平成28年1月4日から、三重おもいやり駐車場利用証制度の妊産婦の有効期間を「母子健康手帳取得時から産後1年6カ月まで」に拡大します。すでに利用証をお持ちの人は、有効期間の延長の手続きができます。

皆さんには、おもいやり駐車場 の適正利用にご協力いただくと ともに、事業所の方には、おもい やり駐車区画の新規登録または 増設をお願いします。



臨時福祉給付金の 申請期限が迫っています!

市臨時福祉給付金支給プロジェクト・チーム(☎96-9029)

住民税が課税されていない人 (課税されている人の扶養親族な どを除く)に、臨時的に給付金が 支給されます(1回限り)。

支給対象と思われる人には申 請用紙を郵送していますので、必 要書類とともに申請期限までに 申請してください。

給付金額 支給対象者1人につき 6,000円

申請期限 1月29日(金)

※郵送申請の場合は当日消印有効

市内小学6年生の力作そろう 2015年度環境保全推進ポスター

環境産業部環境保全室 (☎82-8081)

「未来へつなげよう!亀山の豊かな自然」をテーマに、2015年度環境保全推進ポスターを市内の

小学6年生を対象に募集し、多数 の応募をいただきました。

最優秀作品は、2016年の環境保全推進カレンダーとして、市内公共施設に掲示し、環境保全推進の啓発に活用します。

入賞作品展示会

と き 1月6日(水)~19日(火) ところ あいあい1階待合室

最優秀賞

野登小学校 櫻木魁人さん



優秀賞

井田川小学校 野登小学校 亀山東小学校 川崎小学校 

さぁ! はじめよう 介護予防

Vol.9 閉じこもりを予防しよう!

亀山地域包括支援センター「きずな」 (あいあい ☎83-3575)



家の外に出られる状態であるにも関わらず、1日のほとんどを家の中や庭先などで過ごし、週に1回も外出しない状態を「閉じこもり」と言います。

高齢期の閉じこもりのきっかけとなる要因は大きく次の3つに分類され、これらの要因が相互に関係して、閉じこもりになると考えられています。

- ①身体的要因…転倒による骨折、脳卒中などの後遺症、ひざ 痛や腰痛があって動きづらいなど、体の機能の低下によっ て活動範囲が狭くなる。
- ②精神的要因…転倒することへの恐怖心や親しい人との別れによる喪失感、行動することへの自信のなさなどが外出する気持ちにブレーキを掛ける。
- ③社会環境要因…家族の強い心配から外出を控えるように言われる、家の周りに坂道が多い、仲間や友人が近くにいないなど、周囲の環境により外出に消極的になってしまう。

どう予防すればいいの?

外出することは閉じこもりを予防し、 将来、介護が必要となる状態になることを 防ぐと言われています。しかし、単に外出す る機会を増やすことだけが、閉じこもり予 防ではありません。大切なのは、家庭や社会 において役割を担い、人や社会との関わり を持つことです。

家庭内で買い物や食事づくりを担当したり、長年の経験を生かした仕事やボランティア、趣味のサークル活動などをしたりすることで、家族、友人、仲間、地域の人などとの交流が生まれ、出掛ける楽しみや意欲が高まり、自然と外出の機会が増えます。

こうした"生きがい"を見つけて、外出を 楽しみ、ハリのある生活を送りましょう。